2025年4月1日現在

Qta カードローン

限度額内であればカードで必要なときに必要な金額がATMでご利用いただけます。

利用限度額	最高100万円
毎月返済額	1,000円から ※作成する利用限度額により異なります。
金　　利	変動金利型　年1.750%～5.750% ※作成する利用限度額により異なります。
そ の 他	10万円単位で増額(減額)対応可能 ※増額(減額)する際には審査があります。
お得な特典	次の商品を利用する際、店頭基準金利より0.200%優遇

・住宅リフォームローン　・住宅諸費用ローン　・無担保住宅ローン　・インテリアローン
・マイカーローン(変動金利型)　・ブライダルローン　・医療福祉ローン　・学費ローン
・トラベルローンプラス

本商品のご利用にあたっては、月々のご返済を考えた計画的なご利用をおすすめします。

※詳細は、お問合せいただくか、裏面概要説明書をご参照ください。
※お借入れには審査があります。審査結果によっては作成できない場合がございます。

東京消防信用組合

https://www.shoubou.co.jp

本店(東京消防庁 10階) 電話03-3212-4014 消電9-501-8609・8610
立川支店(立川防災館 3階) 電話042-526-1431 消電9-501-8650・8651
幡ヶ谷支店(消防学校寮内) 電話03-3485-1353 消電9-501-8630・8631

公式LINE友達募集中です。

ローン概要説明書

２０２５年４月１日現在

１．商品名	Ｑｔａカードローン
２．ご利用いただける方	以下の条件を満たす個人の方 ・当組合出資金を保有する組合員の方 ・満２０歳以上６０歳以下の方で退職時に全額清算が可能な方 ・勤続１年以上の方、ただし、限度額１０万円については修了配置後から利用可能とします。
３．資金使途	ご自由です。ただし、投資資金、事業資金及び借入金返済資金は除くものとします。
４．ご利用限度額	・１０万円から１００万円の１０万円単位 ・限度額は、最高１００万円まで１０万円単位で増額することが可能です。その際には当組合所定の審査があります。
５．契約期間	３年ごとの自動更新となります。
６．お借入金利	・変動金利型でのお取扱いとなります。 ・お借入金利は、融資契約日又は金利変更時の店頭基準金利を適用します。また、お借入日のお借入金利がご返済まで適用されるのではなく、実際に適用されるお借入金利は、お借入残高のある当日の金利を適用させていただきます。 ＜変動金利＞ 借入後の利率は、基準利率（市場金利を勘案し決定される当組合所定の金利）の変更に伴い、その変更幅は同じだけ引き下げまたは、引き上げられます。お借入後の利率の見直しは、毎年４月及び１０月で見直し月の翌月から新しい金利での返済になります。なお、返済額の見直しはありません。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により金利見直し時期以外にも変更を実施する場合があります。
	・ご契約額により、お借入金利が異なります。 ・増額した場合の新金利は、日割計算にて適用されます。新返済額は次回の返済より適用されます。 <table><tr><th>ご契約額</th><th>お借入金利</th><th>ご契約額</th><th>お借入金利</th></tr><tr><td>１０万円</td><td>年1．７５０％</td><td rowspan="5">６０万円 ～ １００万円</td><td rowspan="5">年5．７５０％</td></tr><tr><td>２０万円</td><td>年2．７５０％</td></tr><tr><td>３０万円</td><td>年3．７５０％</td></tr><tr><td>４０万円</td><td>年4．７５０％</td></tr><tr><td>５０万円</td><td>年5．７５０％</td></tr></table>
７．金利の計算方法	・毎日の最終残高（付利単位１００円）の累計額について１年を３６５日とする（閏年も含む）日割計算。 ・利息は、返済周期ごとに前月の１５日（約定返済日）から、当月の１５日（約定返済日）前日までの期間に対する残高に金利を乗じて算出します。（小数点第４位以下切り捨て） ・毎月１５日に上記により算出される利息を貸越元金に組み入れるものとします。
８．お申込に必要な書類等	・ご本人が確認できる資料（運転免許証・職員証＋共済組合員証の原本） ・当組合届出印 ・直近の給与明細（写） ・源泉徴収票（写）
９．利用後の特典	・Qtaカードローン利用後、次の商品をご利用いただく場合は、店頭基準金利から0.2%金利優遇いたします。 住宅リフォームローン、住宅諸費用ローン、無担保住宅ローン、インテリアローン、マイカーローン（変動金利型）、ブライダルローン 医療福祉ローン、学費ローン、トラベルローンプラス ・解約した場合の店頭基準金利への変更 解約した日付が１日から当月１４日までの場合、前月の利入日に遡り金利を変更します。 解約した日付が１５日から月末までの場合、当月の利入日に遡り金利を変更します。
10．返済方法	・初回の約定返済日は次のとおりです。 ・約定返済日は、毎月１５日とさせていただきます。なお、約定返済日が「土曜日」、「日曜日」、「祝祭日」、「国民の休日」の場合でも同日引き落としとさせていただきます。 <table><tr><td>１日～１５日までのお借入</td><td>翌月１５日</td></tr><tr><td>１６日～月末までのお借入</td><td>翌々月１５日</td></tr></table>
	・極度額の種類により毎月の返済額は、次のとおりです。なお、当座貸越額が、約定返済額に満たない場合はその残高が返済額として引き落とされます。また、極度額に対する毎月の返済額以上の金額（1,000円単位）でご返済いただくことも可能です。 <table><tr><th>ご契約極度額</th><th>毎月のご返済額</th><th>ご契約極度額</th><th>毎月のご返済額</th></tr><tr><td>１０万円</td><td>１，０００円</td><td>６０万円</td><td rowspan="5">１０，０００円</td></tr><tr><td>２０万円</td><td>２，０００円</td><td>７０万円</td></tr><tr><td>３０万円</td><td>３，０００円</td><td>８０万円</td></tr><tr><td>４０万円</td><td>４，０００円</td><td>９０万円</td></tr><tr><td>５０万円</td><td>５，０００円</td><td>１００万円</td></tr></table> ・毎月のご返済のほかにカードローン利用中のカードを使って、当組合ＡＴＭ、コンビニＡＴＭ（セブン銀行）で随時ご返済いただくことも可能です。ただし、随時ご返済いただいても毎月のご返済をされたことにはなりませんので、別途ご指定の口座から毎月のご返済は必要です。 ・毎月のご返済を延滞された場合は、延滞分をご返済いただくまで追加のお借入れはできません。
11．都度のご利用	・カードローンのご利用は、ご利用になるＡＴＭ・ＣＤの機種により異なり、当組合または当組合提携先が定めた範囲内かつ金額となります。 ・１日あたりのご利用限度額は、当組合が定めた範囲内とします。
12．保証人・保証料等	不要です。
13．手数料	一部繰上返済手数料、一括返済手数料、各種変更手数料、事務手数料等は、現在かかりません。 なお、ＡＴＭ・ＣＤをご利用いただく時間帯によって、所定の手数料がかかる場合がございます。
14．担保	不要です。
15．繰上返済等	当組合ＡＴＭ及びコンビニＡＴＭ（セブン銀行）にて随時返済可能です。ただし、ＡＴＭでの貸越利息のご清算はできません。 貸越利息も含めた貸越残高を全額ご清算される場合は、店頭窓口でのお手続きが必要となります。
16．苦情処理措置 及び紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談、苦情、お問合せは、お取引先店舗または下記の窓口をご利用ください。 【東京消防信用組合　総務部総務課】 住　　所：東京都千代田区大手町１－３－５（東京消防庁内） 電　　話：０３－３２１２－４０５０ 受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分（土日及び金融機関の休日を除く） なお、苦情手続きについては、別途リーフレットをお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 また、苦情等のお申出は、当組合のほか下記の機関でも受付しています。詳細は当組合総務部総務課へご相談下さい。 <table><tr><td>名　　称</td><td>東京地区しんくみ苦情等相談所 （一般社団法人　東京都信用組合協会）</td><td>しんくみ相談所 （一般社団法人　全国信用組合中央協会）</td></tr><tr><td>住　　所</td><td>〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5（全国信用組合会館内）</td><td>〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5（全国信用組合会館内）</td></tr><tr><td>電話番号</td><td>03-3567-6211</td><td>03-3567-2456</td></tr><tr><td>受付時間</td><td>月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） 9：00～17：00</td><td>月～金（祝日及び信用組合の休業日を除く） 9：00～17：00</td></tr></table> ・紛争解決措置 <table><tr><td>名　　称</td><td>東京弁護士会紛争解決センター</td><td>第一東京弁護士会仲裁センター</td><td>第二東京弁護士会仲裁センター</td></tr><tr><td>住　　所</td><td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td><td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td><td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td></tr><tr><td>電話番号</td><td>03-3581-0031</td><td>03-3595-8588</td><td>03-3581-2249</td></tr><tr><td>受付時間</td><td>月～金（除　祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～15：00</td><td>月～金（除　祝日、年末年始） 10：00～12：00、13：00～16：00</td><td>月～金（除　祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～17：00</td></tr></table> 上記センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部総務課または「しんくみ相談所」へお申出下さい。また、組合員様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。
17．その他	・お借入金額に応じた印紙税が必要になります。 ・お申込みに関しては、当組合所定の審査が必要になります。審査結果によっては、ご希望にそいかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・退職時に融資残高がある場合は、原則退職金で全額ご清算していただきます。 ・金利及び返済額については、店頭、お電話または当組合ホームページでご確認ください。 ・概要説明書は、店頭または当組合ホームページでご確認いただけます。 ・ご利用条件をご確認のうえ、計画的にご利用ください。 ＜東京消防信用組合ホームページ＞　https://www.shoubou.co.jp/